



自衛隊基地や原発など安全保障上重要な施設周辺の土地利用を規制する法案を、与党などの賛成多数で可決した衆院内閣委=5月28日

自衛隊や米軍基地の周辺、国境離島など政府が安全保障上重要だとする土地の利用を規制する法律（土地規制法）が、6月16日の参院本会議で賛成多数で可決、成立した。政府が定めた土地の周辺住民を調査し、監視することにつながりかねない点や沖縄での影響など、同法の問題点について識者2人が原稿を寄せた。

◇ ◇ ◇
菅義偉首相は、コロナ対策を放擲しながら、悪しき要點を示すなら、政府（内閣総理大臣）は、自衛隊、米軍基地、海上保安庁、政令で定める「生活関連施設」などの「重要施設」の周囲おおむね1キロの区域と、周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律であり、内閣府はこれを「重要土地等調査法」と略称している。名称から

住民監視の危機 ～土地規制法の問題点～

小林 武

□□上



こばやし・たけし 1941年京都生まれ。2011年に南山大学教授・愛知大学教授を定年退職後沖縄に移住し、富野市立大間基地近辺に住む。現在、沖縄大学客員教授・法学博士・弁護士・専攻・憲法学・地方自治法学。主要著書として、『現代イスラム憲法』

(法律文化社・1989年)、『憲法判例論』(三省堂・2002年)、『地方自治の憲法学』(晃洋書房・2002年)、『沖縄憲法史考』(日本評論社・2020年)、『平和的生存権の展開』(同・2021年)など。

すれば、何でもない法律と受けとられるが、内容は、明白な違憲立法である。

懲役含む刑事罰

紛れて、多くの人々の知らないまま、押し込むようにしてつくった。

正式名称は、「重要施設

周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」であり、内閣府はこれを「重要土地等調査法」と略称している。名称から

指定し、先の注視区域に対する規制に加えて、一定面積以上の土地・建物の壟斷を含む刑罰が科せられる。このような内容の法律であるが、あまりにも問題が多い。特に沖縄の場合、県全体が実質的に規制対象となる。実際、いま沖縄では

11年に南山大学教授・愛知大学教授を定年退職後沖縄に移住し、富野市立大間基地近辺に住む。現在、沖縄大学客員教授・法学博士・弁護士・専攻・憲法学・地方自治法学。主要著書として、『現代イスラム憲法』(法律文化社・1989年)、『憲法判例論』(三省堂・2002年)、『地方自治の憲法学』(晃洋書房・2002年)、『沖縄憲法史考』(日本評論社・2020年)、『平和的生存権の展開』(同・2021年)など。

民衆抑える治安立法 交友・思想調べ人権侵害

安全保障絶対観

それを具体化する仕組みがなければならないが、それが存在しない。当初、提議されるとそのもその1号としているのもその一つであるが、「生活関連施設」も、「原子力発電所など」という答弁がある。ただ、法律には事例さえ定められていない。

「施設機能」や「機能阻害行為」の意味も不明で、たとえば、防衛省は、全ての施設も、原子力発電所などを含むが、実質的に規制対象となる。実際、いま沖縄では、施設も、原子力発電所などを含むが、実質的に規制対象となる。実際、いま沖縄では、

この法律は、治安立法でそれを具体化する仕組みがなければならないが、それが存在しない。当初、提議されるとそのもその一つとしている。今日の治安立法に共通するものは、「安全保障」の絶対観を前提に、反体制的とみなした民衆の運動をその思想において抑え込むこと、法の文言を不正手手続きの保障(31条)に明らかに違反するものであります。

国家安全保障

絶対観

この法律は、治安立法でそれを具体化する仕組みがなければならないが、それが存在しない。当初、提議されるとそのもその一つとしている。今日の治安立法に共通するものは、「安全保障」の絶対観を前提に、反体制的とみなした民衆の運動をその思想において抑え込むこと、法の文言を不正手手続きの保障(31条)に明らかに違反するものであります。

交友・思想調べ人権侵害

精神活動を規制

区域に指定して、土地・建物の所有者・賃借人に対して利用状況などを調査し、必要に応じて報告を求める。応じなければ罰金刑の対象となる。調査の結果、重要施設などの機能を阻害するか、その「明らかなおそれ」があると判断すれば、土地・建物の利用中止を勧告し、さらに命令する。従わなれば、懲役を含む刑事罰が科される。「注視区域」のうちで特に重要なとしたところは「特別注視区域」に在ります。法律を制定する概念を故意に使用】この法には、その必要性・正当性を支える事実(立法事実)いで、政府が政令で自由に

9条への違反については、その構成要件である「機能を阻害する行為」の具体的内容は、法自らは定めておらず、政府が出す基本方針によって決定される。これによって決定される。これによると、この法律は、数々の点で憲法上の基本的人権の保障に反している。注視区域・特別注視区域とされた土地・建物の所有者について、政府が利用の中止などを勧告すれば、土地の利用中止命令法